

八王子市児童福祉施設等指導検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年6月15日法律第77号。以下「認定こども園法」という。）の規定に基づき実施する、一時預かり事業、家庭的保育事業等、病児保育事業、保育所（保育所型認定こども園含む）、母子生活支援施設、認可外保育施設及び幼保連携型認定こども園に対する認可基準等に基づく指導検査について、必要な事項を定める。

(指導検査の目的)

第2条 指導検査は、福祉諸法をはじめ労働基準法（昭和22年法律第49号）、消防法（昭和23年法律第186号）などの法令・通知に照らし、設備及び運営に関する基準等の適合状況及び市が別に定める指導検査に関する基準・方針等（以下「市の基準」という。）に対する実施状況等について個別的に明らかにし、必要な助言及び指導又は改善を勧告することにより、適正な施設等の運営とサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図り、もって児童福祉のより一層の増進に寄与することを目的とする。

(指導検査の基本方針)

第3条 福祉諸法、関係法令及び市の基準等を基本に、指導検査に関する国の通知、これまでの指導検査実績等を勘案し、厳正に重点的かつ効果的に実施する。

2 指導検査が画一的、形式的に陥ることのないよう、児童福祉法第34条の14、第34条の17、第34条の18の2、第46条、第59条及び認定こども園法第19条に基づき、問題の発生原因及び是正策を明らかにし、施設等の問題解決を図り、自律的な運営を促すため、具体的な助言及び指導を行う。

3 法令若しくは市の基準に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いているために、事業の運営等に重大な支障を及ぼしているおそれがあると認められ、是正の措置が速やかに講じられないときは、指導検査所管課より運営指導所管課に通知する。

4 施設等の指導検査は、法人等の指導検査における指摘事項を把握した上で、原則として合同実施する。

5 指導検査の実施及び指導検査結果の処理に当たっては、運営指導所管課及び認証保育所については東京都との情報交換を密にするなど十分な連携を図る。

(指導検査類型)

第4条 指導検査は、一般指導検査、特別指導検査、臨時検査に分けて実施する。

2 一般指導検査は、保育所及び幼保連携型認定こども園については、「定期

検査」と「基本検査」に分類する。定期検査は、指導検査事項全体について、施設等の所在地において行う検査をいう。基本検査はあらかじめ指導検査事項を限定して定め、施設等の所在地において短時間で実施することができる検査をいう。この場合、一般指導検査において改善すべき事項が認められ、指導検査後に施設等から改善報告書等が提出された場合においては、書面によるほか必要に応じ、現地で確認する検査を行うものとする。

3 特別指導検査は、問題を有する可能性があるとして認められた場合、必要に応じて特定の指導検査事項について、実地において行う。

4 臨時検査は、事前通知を行うことなく、特定の指導検査事項について、施設等の所在地において行う。

(指導検査実施方針)

第5条 指導検査を重点的かつ効果的に行うため、児童福祉行政の動向を踏まえ、指導検査の重点項目を掲げる八王子市保育施設等指導検査実施方針（以下「実施方針」という。）を、毎年度指導検査を開始する時まで別に定める。

(検査計画等)

第6条 実施時期等を含む検査計画は、毎年度指導検査を開始する時まで別に策定する。

2 施設等の運営等に問題が発生した場合又は通報、施設調査書の確認の結果等により、問題が発生するおそれがあると認められる場合は、検査計画にかかわらず適宜指導検査を実施する。

3 一般指導検査の実施回数は、原則として毎年度実施するものとする。なお、第4条第2項に規定する「定期検査」については3年に1回、「基本検査」は定期検査を実施した年を除き実施するものとする。

(調査書等の提出)

第7条 施設等の設置者には、原則として第5条に規定する実施方針等を踏まえ指導検査に必要な指導検査項目を掲げた「児童福祉施設調査書」（以下「調査書」という。）を送付し、毎年度指定期限までに、調査書及び関係資料の提出を求める。

(指導検査基準)

第8条 指導検査項目、関係法令及び評価事項等を集約した指導検査基準（以下「検査基準」という。）を別に定め、検査基準における評価区分は、別紙「評価区分」に沿って定める。

(一般指導検査の実施)

第9条 指導検査の実施通知は、原則として施設等の設置者に対して、あらかじめ送付する。

2 検査体制は、原則として主査級以上の職にある者を長とする職員2人以上

で編成する。

- 3 検査員は、検査基準に基づき、調査書等を基に、分担して検査を実施する。この場合、検査員は相互に緊密な連携を保つものとし、原則として主査級の職にあるものが、相互の関係を調整する。
- 4 指導検査終了後、検査員相互で調整を行った上で、施設の役員等に対して、実地検査指導事項票を用いて、検査結果を講評し、改善の必要な事項と解決方法を口頭で指示する。この場合、主査級の職にあるものが全般にわたる事項及び担当検査事項について、他の検査員は自己の担当した個別事項について講評を行う。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合など状況によっては、現地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。
- 5 指導検査は、その効果を高めるために、必要に応じて、運営指導所管課職員に対して検査の立会いを求め、必要事項の調査及び照会を行うことができる。

(一般指導検査後の取扱い)

- 第10条 検査員は、検査終了後、直ちにその結果について綿密に検討し、問題点のある場合はそのことを明確にした上で、指導検査結果を当該施設等の設置者宛に文書で通知する。この場合、検査基準に定める「評価区分」に照らして文書指摘事項が認められるときは、問題点及び改善方法等を具体的に通知する。
- 2 指導検査をより効果的なものとするため、前項に規定する結果通知は、指導検査終了後速やかに行う。
 - 3 指導検査結果の文書指摘事項について、施設等の設置者に対し原則として30日以内に改善状況報告書又は改善計画書の提出を求め、その改善内容を確認し、その改善内容に不備があった場合は再提出を指示する。
 - 4 東京都指導検査担当課に対しては、必要に応じ、指導検査の結果を通知し、又はこれと協議を行うなど、連携を密にする。
 - 5 度重なる一般指導検査によっても、改善の措置が認められないときには、特別指導検査の実施対象とする。

(特別指導検査の実施)

- 第11条 検査通知は、一般指導検査に準じて、事前に文書により行う。ただし、死亡事故等の重大事故が発生した場合又は児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合等、実施する指導検査の目的に照らして、必要に応じて指導検査の開始時に文書を提示するなどの方法により行うことができる。
- 2 検査体制は、原則として副参事以上の職にある者を長とする職員4人以上で編成することとし、副参事以上の職にある者を除く職員のうち1人以上は、原則として主査級以上の職にある者とする。
 - 3 検査は、検査の目的及び効果をその都度勘案し、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、重点的又は改善が図られるまで継続的に実施する。
 - 4 検査終了後、検査員相互で調整を行った上で、施設等の設置者に対して検

査結果を講評し、改善の必要な事項と解決方法を口頭で指示する。ただし、状況によって、現地での講評を行わず関係者を招致して行うこともできる。

5 指導検査は、その効果を高めるために、必要に応じて、運営指導所管課職員に対して検査の立会いを求め、必要事項の調査及び照会を行うことができる。

(特別指導検査後の取扱い)

第12条 指導検査結果については、施設等の設置者宛に理由を付して文書で通知する。

2 指導検査結果の文書指摘事項について、施設等の設置者に対し原則として30日以内に改善状況報告書の提出を求め、その改善内容に不備があった場合は再提出を指示する。

(臨時検査の実施)

第13条 検査通知は事前に文書により行わず、当日の指導検査の開始時に、文書を提示するなどの方法により行う。

なお、原則として対象施設等については無作為による方法で選定するが、前年度の指導検査結果等を踏まえ、運営指導所管課と協議の上決定することができる。

2 検査体制は、主査級以上の職にある者を長とする職員3人以上で編成する。

3 検査は、検査の目的及び効果をその都度勘案し、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、重点的又は改善が図られるまで継続的に実施する。

4 検査終了後、検査員相互で調整を行った上で、施設等の設置者に対して検査結果を講評し、改善の必要な事項と解決方法を口頭で指示する。ただし、状況によって、現地での講評を行わず関係者を招致して行うこともできる。

5 指導検査は、その効果を高めるために、必要に応じて、運営指導所管課職員に対して検査の立会いを求め、必要事項の調査及び照会を行うことができる。

(臨時検査後の取扱い)

第14条 臨時検査結果については、施設等の設置者に対して、理由を付して文書で通知する。

2 臨時検査結果の文書指摘事項について、施設等の設置者に対し原則として30日以内に改善状況報告書の提出を求め、その改善内容に不備があった場合は再提出を指示する。

(勧告・処分)

第15条 市の基準に達しないときは、その施設等の設置者に対し、必要な改善を勧告することができる。

2 その施設等の設置者がある勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

3 市の基準に違反し、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、八王子市社会福祉審議会の意見を聴き、その施設等の設置者に対し、その施設等の停止若しくは閉鎖を命ずることができる。

(指導検査結果の活用)

第16条 指導検査結果のうち文書指摘事項及び改善状況については、原則として八王子市のホームページへ掲載し、市民へ広く情報提供する。

(指導方針の継続、統一の確保)

第17条 指導検査の実施に当たり生じた疑義及び関係法令等の解釈については、関係部課等と調整又は協議により指導方針の統一と継続を図り、その内容を文書により整理する。

(国及び東京都との連携)

第18条 国及び東京都が所轄庁である社会福祉法人が運営する施設等に対する指導検査の実施に当たっては、国及び東京都指導検査所管課と必要な連携を行う。

2 施設等の指導検査に係る情報については、市と国及び東京都が相互に、必要な情報の交換を行う。

(指導検査情報の公開)

第19条 指導検査に関する情報は、個人情報など法令等により非開示とされる場合を除き、公開に努める。

(国への報告)

第20条 必要に応じ、指導検査結果を国へ報告する。

(要綱の適用除外)

第21条 他の要綱に定めのある指導検査については、この要綱の適用を除外する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

【別紙 評価区分】

評価区分 指導形態

C 文書指摘

福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合は、「口頭指導」とすることができる。

B 口頭指導

福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。

なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り「口頭指導」とすることができる。

A 助言指導

法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。